

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和6年10月)

(解答あり)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から27までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入
しなさい。

1. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自
動車運送事業ではない。(道路運送法第2条)

(×)

2. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を
運送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法第3条)

(×)

3. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
(道路運送法第4条)

(×)

4. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日
から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。
(道路運送法第7条)

(×)

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運
送終了後に国に報告する必要がある。(道路運送法第9条の2)

(×)

6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。
(道路運送法第10条)

(○)

7. 事業者は、いかなる事由があろうとしても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。
(道路運送法第13条)

(×)

8. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合でも、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。(道路運送法第16条)
(×)
9. 貸切バスは、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域内への運送は行えない。(道路運送法第20条)
(×)
10. 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。(道路運送法第22条の2)
(○)
11. 事業者は営業所ごとに最低1名の運行管理者を選任する義務があるが、事業用自動車30両以上の営業所では、事業者の判断により運行管理者の数を増やす必要がある。(道路運送法第23条)
(×)
12. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(道路運送法第23条の5)
(○)
13. 事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。(道路運送法第25条)
(○)
14. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。(道路運送法第30条)
(○)
15. 事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。(道路運送法第33条)
(×)
16. 事業者は、その事業を休止、又は廃止したときは、その30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第38条)
(×)

17. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。
(道路運送法第40条) (O)
18. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対しては、たとえその申し出た者がどのような者であったとしても、遅滞なく、弁明しなければならない。
(運輸規則第3条) (X)
19. 事業者は、事業用自動車の車内に運賃及び料金を旅客に見やすいように表示しなければならない。
(運輸規則第4条) (X)
20. 運送引受書において、法定上記載しなければならない事項に○印を、記載しなくてもよい事項には×印を()内に記入しなさい。(運輸規則第7条の2)
- ① 旅客が乗車する区間 (O)
 - ② 運賃及び料金の額 (O)
 - ③ 乗務員の氏名 (X)
 - ④ 車両の初度登録年月日 (X)
21. 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。(運輸規則第15条) (O)
22. 事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかに、その旨を家族に通知し、また、遺留品を保管しなければならない。(運輸規則第19条) (O)
23. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。(運輸規則第24条、運輸規則の解釈) (X)
24. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。(運輸規則第26条) (X)

25. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は一般貸切旅客自動車運送事業の運転者として選任できない。(運輸規則第36条)

(○)

26. 事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。(運輸規則第47条の9)

(×)

27. 事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。(運輸規則第68条)

(×)

II. 次の各文中の()の部分にあてはまる語句を下から選び、()内に記号を入れて下さい。

28. 道路運送法の目的は道路運送の(ア)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。(道路運送法第1条)

ア. 利用者 イ. 事業者 ウ. 申請者

29. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は(イ)の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

(道路運送法第7条)

ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上

30. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(ウ)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。(道路運送法第16条)

ア. 運行管理規程 イ. 就業規則 ウ. 事業計画

31. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(イ)を受けなければ、その効力を生じない。(道路運送法第36条)

ア. 許可 イ. 認可 ウ. 承認

32. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の(カ)を記載した(ア)を発行しなければならない。(運輸規則第10条)

ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 支払時期 エ. 運送引受書

オ. 運行指示書 カ. 計算基礎 キ. 適用方法 ク. 見積額

33. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ウ）を図ることを目的とする。（運輸規則第1条）
ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便
34. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、乗務記録を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を（イ）保存しなければならない。（運輸規則第25条）
ア. 六ヶ月間 イ. 一年間 ウ. 三年間
35. 事業者は、運行ごとに（イ）を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより、事業用自動車の運転者に対し適切な指導を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。
（運輸規則第28条の2）
ア. 乗客の要望等 イ. 旅客が乗車する区間等 ウ. 点呼した者の氏名等
36. 旅客自動車運送事業者の（イ）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に規定する点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存しなければならない。（運輸規則第48条）
ア. 代表者 イ. 運行管理者 ウ. 従業員